政令第三百三十三号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令（平成二十六年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「一」を「一・五」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令（平成十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第三十条第一項各号」を「第三十二条第一項各号」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十条第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

環境大臣　山本　公一
内閣総理大臣　安倍　晋三

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十五号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百四十七条第三項、第五項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条を附則第六条とし、附則第四条を附則第五条とし、附則第三条を附則第四条とし、附則第二条の次に次の一条を加える。

（平成二十七年度から平成二十九年度までの計画期間における財政安定化基金拠出金の額の算定方法等に関する特例）

第三条　平成二十七年度から平成二十九年度までの計画期間における平成二十八年度基金残高不足都道府県に係る第十二条第一項、第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「第一号」とあるのは「当初見込拠出金の額（第一号」と、「とする」とあるのは「をいう。）及び期中追加拠出金の額（当該都道府県の附則第三条第二項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額に第二号に掲げる率を乗じて得た額をいう。）の合算額とする」と、同項各号中「見込額」とあるのは「見込額（平成二十六年度において見込まれる額とする。）」と、「都道府県内標準給付費等総額」とあるのは「当初見込都道府県内標準給付費等総額」と、同条第二項中「市町村の拠出金の額」とあるのは「市町村の同項に規定する当初見込拠出金の額」と、同条第四項及び第六項中「第一項第一号に掲げる額」とあるのは「第一項の厚生労働大臣が定める額及び同項第一号に掲げる額の合算額」とする。

2　前項の平成二十八年度基金残高不足都道府県は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額に不足する都道府県であって、当該不足する額を厚生労働大臣に申し出たものとする。

一　平成二十八年度の末日における財政安定化基金の残高の見込額（同年度において見込まれる額とする。）

二　次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ　平成二十九年度中に都道府県が法第百四十七条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額（前項の規定を適用しないとしたならば、平成二十八年度において見込まれる額とする。）

ロ　平成二十九年度中の都道府県内の各市町村の基金事業借入金の償還見込額（平成二十八年度において見込まれる額とする。）の総額

ハ　平成二十九年度中の法第百四十七条第七項に規定する収入の見込額（平成二十八年度において見込まれる額とする。）

三　次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ　平成二十九年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業交付金の見込額（平成二十八年度において見込まれる額とする。）の総額

ロ　平成二十九年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業貸付金の見込額（平成二十八年度において見込まれる額とする。）の総額

3　両年度基金残高不足都道府県に係る第一項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額及び同条第四項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額に同号に掲げる率を乗じて得た額の合算額」と、「厚生労働大臣が定める額及び同項第一号」とあるのは「附則第三条第二項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額及び第一項の同条第四項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額の合算額並びに第一項第一号」とする。

4　前項の両年度基金残高不足都道府県は、第二項に規定する平成二十八年度基金残高不足都道府県のうち、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額に不足するものであって、当該不足する額を厚生労働大臣に申し出たものとする。

一　平成二十八年度の末日における財政安定化基金の残高

二　次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ　平成二十九年度中に都道府県が法第百四十七条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額（前項の規定を適用しないとしたならば、同年度において見込まれる額とする。）

ロ　平成二十九年度中の都道府県内の各市町村の基金事業借入金の償還見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

ハ　平成二十九年度中の法第百四十七条第七項に規定する収入の見込額（同年度において見込まれる額とする。）

三　次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ　平成二十九年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業交付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

ロ　平成二十九年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業貸付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

5　平成二十七年度から平成二十九年度までの計画期間における平成二十九年度基金残高不足都道府県に係る第十二条第一項、第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「第一号」とあるのは「当初見込拠出金の額（第一号」と、「とする」とあるのは「をいう。）及び期中追加拠出金の額（当該都道府県の附則第三条第六項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額に第二号に掲げる率を乗じて得た額をいう。）の合算額とする」と、同項各号中「見込額」とあるのは「見込額（平成二十六年度において見込まれる額とする。）」と、「都道府県内標準給付費等総額」とあるのは「当初見込都道府県内標準給付費等総額」と、同条第二項中「市町村の拠出金の額」とあるのは「市町村の同項に規定する当初見込拠出金の額」と、同条第四項及び第六項中「第一項第一号に掲げる額」とあるのは「第一項の厚生労働大臣が定める額及び同項第一号に掲げる額の合算額」とする。